

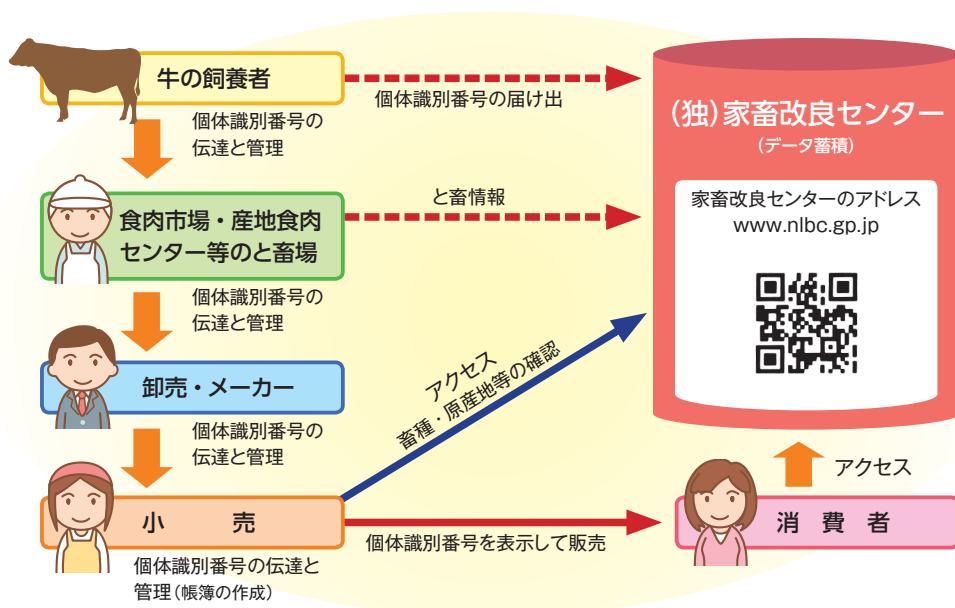
牛トレーサビリティ法 個体識別番号の伝達・表示

23

牛トレーサビリティ法

▶ 牛トレーサビリティ法のしくみ

- ◎国内で飼養される牛に耳標を装着し、耳標につけられた10桁の個体識別番号を、生産から流通・小売に至るまで伝達し管理します。
- ◎問題が起こったときに、この番号をたどって追跡し原因を究明し、また商品の回収を最小の範囲で迅速に行なえる仕組みになっています。



▶ 【1】食肉卸売業者のやるべきこと

(1) 情報の管理・保管をする

食肉卸売業者（食肉メーカーなどを含む）は、枝肉・部分肉の仕入れ販売（卸売）ごとに、下記情報を管理・保管します。

仕入れ時	販売（卸売）時
①商品名称と数量	①商品名称と数量
②個体識別番号	②個体識別番号
③仕入れ年月日	③販売年月日
④仕入れ先とその所在地	④販売先とその所在地

◎保管の方法は、書類（帳簿・管理台帳）の他、電子機器のデータも可能です。
◎保存期間は、1年ごとに閉鎖し（とりまとめ）その後2年間とします。

(2) 個体識別番号等の情報の伝達・表示をする

枝 肉

- 枝肉に個体識別番号を記載した商品ラベル（計量ラベル）を貼付するか、枝肉番号の商品（枝肉）に貼付又は記載し、それと照合できる販売伝票などで伝達します。

部分肉

- 部分肉の各部位ごとにラベルを貼付するとともに、これを包装する段ボール箱などの側面にもラベルを貼付します。→ 下記①
- 販売伝票に個体識別番号を記載します。
- 販売伝票に記載しきれない場合は「個体識別番号一覧表」等で伝達します。→ 下記②

原産地 鹿児島県	品種等 和牛	品名 かたロース
個体識別番号 1234567895		
賞味期限 15. 10. 31	No.	保存温度 0℃以上3℃以下
加工年月日 15. 08. 01	ロットNo.	重量 12.5 kg
		
加工者 赤坂食肉センター 港区赤坂0-00-00		

① 牛部分肉に貼付するラベルの例

バーコードの識別子(251)は
個体識別番号を表示している

*食肉のバーコード等は標準化されている。
(一財)流通システム開発センター (www:dsri.jp) や、(公財)日本食肉流通センターのホームページを参照のこと。

② 納品伝票に添付する個体識別番号一覧表…バーコード付き

個体識別番号一覧表（量目明細書）						管理 No	123456	平成 27 年 05 月 08 日
スーパー・マート 殿						丸の内食肉産業		担当者 赤坂一郎
店 名		川崎店						
商品名	数量	重量	産地	個体識別番号	バーコード			
和牛サーロイン	2	11.5	岩手県	1155305306				
		12.5	岩手県	1155305306				
国産牛うちもも	1	11.5	大分県	2255305308				
国産牛サーロイン	1	10.5	熊本県	3155305308				
国産牛ばら	1	14.5	茨城県	1855305308				
和牛...		11.5	岩手県	1155305306				

【2】小売店のやるべきこと

(1) 情報の管理・保管をする

牛肉の仕入れごとに、下記左欄の情報を管理・保管しておきます。

仕入れ時	不特定への販売時	給食など特定販売時
①商品名称と数量 ②個体識別番号 ③仕入れ年月日 ④仕入れ先とその所在地	管理保管すべき情報はない	①商品名称と数量 ②個体識別番号 ③販売年月日 ④販売先とその所在地

◎小売店頭での不特定な販売については、保存義務はありません。但し、給食や業務用（焼き肉店・ステーキハウス）など特定の得意先に販売する場合は、上記右欄の情報を販売先に表示伝達し、その情報を管理保管します。

◎管理・保管の方法は、帳簿などのほか、仕入れ伝票を整理して（月ごと束ねて）保存します。（電子機器のデータで管理・保管してもかまいません）

◎保存期間は、1年ごとに閉鎖し（とりまとめ）その後2年間とします。

例1 仕入台帳と納品伝票で管理する

仕入台帳					
平成 27 年 11 月		仕入先 丸の内食肉産業			
日	商品名	個数	重量	単価	金額
3	和牛ひれ	1	10.1	5,300	53,530 円
7	和牛かたロース	4	54.0	3,800	205,200 円
18	ホルスしんたま	1	12.1	1,850	22,385 円
24	和牛ばら	1	13.1	1,850	24,235 円
26	和牛	1		5,300	53,530 円

納品伝票に個体識別番号が記載されている場合は仕入台帳と納品伝票の保存により情報の管理を行います。



納品伝票					
平成 27 年 11 月 24 日					
納品伝票					
平成 27 年 11 月 18 日					
納品伝票					
平成 27 年 11 月 07 日					
赤坂食肉センター殿					
東京都区赤坂 0-00-00 丸の内食肉産業					
商品名	単価	重量	金額	個体識別番号	
和牛かたロース	3,800	13	49,400 円	1234567893	
和牛かたロース	3,800	14	53,200 円	2234567894	
和牛かたロース	3,800	14	53,200 円	3434567895	
和牛かたロース	3,800	13	49,400 円	3654567896	
合 計		54	205,200 円		

例2 仕入台帳と個体識別番号一覧表で管理する

個体識別番号一覧表等で伝達される場合は、納品伝票ではなく、
個体識別番号一覧表を保存します。

納品伝票			
平成 27 年 11 月 24 日			
納品伝票			
平成 27 年 11 月 18 日			
納品伝票			
平成 27 年 11 月 07 日			
東京都港区赤坂 0-00-00			
丸の内食肉産業			
赤坂食肉センター殿			
商品名	本数	重量	備考
牛かたロース	4	53.4	
豚セット	1	52.0	

納品伝票に個体識別番号が記入されていない場合。

個体識別番号一覧表で情報の管理・保管を行います。

個体識別番号一覧表			
赤坂食肉センター殿			
平成 27 年 11 月 07 日納品分			
商品名	識別	重量	個体識別番号
牛かたロース	A	13.0	1234567893
牛かたロース	B	14.0	2234567894
牛かたロース	C	13.6	3434567895
牛かたロース	D	12.8	3654567896

例3 納入された部分肉のラベルをとして管理する

納品伝票にも個体識別番号の記載がなく、個体識別番号一覧表のやり取りもない場合、台紙等に、部分肉ラベル(計量ラベル)を貼って情報を保管します。

平成 27 年 12 月分			
平成 27 年 11 月分			
平成 27 年 10 月分			
原産地 産種 品種 品名 宮崎県 和牛 うちもも 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 13.2kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業	原産地 産種 品種 品名 山形県 和牛 ばら 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 13.2kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業	原産地 産種 品種 品名 山形県 和牛 うちもも 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 12.0kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業	原産地 産種 品種 品名 島根県 和牛 うちもも 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 12.5kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業
原産地 産種 品種 品名 山形県 和牛 サーロイン 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 15.0kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業	原産地 産種 品種 品名 宮崎県 和牛 かたロース 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 14.0kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業	原産地 産種 品種 品名 北海道 和牛 かたロース 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 12.5kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業	原産地 産種 品種 品名 宮崎県 和牛 リブロース 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 13.2kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業
原産地 産種 品種 品名 宮崎県 和牛 ばら 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 15.0kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業	原産地 産種 品種 品名 北海道 和牛 うちもも 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 11.0kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業	原産地 産種 品種 品名 宮崎県 和牛 かたロース 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 11.0kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業	原産地 産種 品種 品名 島根県 和牛 リブロース 交付種別 レギュラー 個体識別番号 1234567893 重量 11.0kg 15.01.31 8 1010P 0000 000000000 3C37F 15.01.01 000000000 3C37F 赤坂食肉センター 00 業

(2) 個体識別番号の店頭表示をする

小売店頭などでは、下記の方法等で個体識別番号を表示して販売します。

① 対面・計量販売の場合

その1 店頭表示ボードとプライスカードで個体識別番号を表示する
色や記号(色・記号の重複)で照合できるようにします。

<店頭表示ボード(パネル)>

個体識別番号表示ボード

プライスカードに表示されている
記号の個体識別番号

個体識別番号は、下記の同じ記号欄
に示してあります。

記号欄	個体識別番号
A	1234567893
B	4567890123
C	9876543215

アクセスアドレス
<http://www.nlbc.go.jp>

*ボードの個体識別番号
表示欄は、ホワイトボードにして、
手書きも可能です。

<ショーケース内プライスカード>

A この記号の個体識別番号はボードの
同じ記号欄に示したものです

国産牛リブロース
すき焼き用
100g **850円**

*記号 A・C で照合できる
*色分け(黄色・赤)で照合できる

C この記号の個体識別番号はボードの
同じ記号欄に示したものです

国産牛かたろース
すき焼き用
100g **1,700円**

その2 プライスカードのみで個体識別番号を表示する

<ショーケース内プライスカード>

個体識別番号 1234567893

国産牛リブロース
すき焼き用
100g **850円**

ラベル貼付・プレートの差込等
工夫して表示

個体識別番号 9876543215

国産牛かたろース
すき焼き用
100g **1,700円**

その3 小売店でロット(荷口)を組み個体識別番号を表示する

○複数の個体識別番号が混合する可能性のある場合ロット(荷口)で表示します。

例1

贈答品(ギフト)の注文のため、個体識別番号の異なる「リブロース」3本を連続して商品にする。

例2

年末「すき焼き」が大量に売れるため、何本もの「かたロース」を連続して商品にする。

○1ロット(荷口)50頭以内で構成しなければなりません。

○ロットを構成する個体識別番号の「問い合わせ先」を表示します。

○ロット(荷口)の番号の付け方は一定のルールをきめて行います。

加工者(ロット形成者)がロットの内容(個体識別番号)を把握しておきます。

例1

ロット番号1225 …… 12月25日加工分

例2

ロット番号122510 …… 12月25日10頭加工分

<店頭表示ボード(パネル)>

個体識別番号表示ボード	
プライスカードに表示されている記号のロット番号は、下記に示すとおりです。 個体識別番号は下記にお問い合わせください。	
記号欄	ロット番号
A	122510
B	122503
C	122504
問い合わせ先	千代田食肉店 千代田区霞ヶ関0-0 TEL.00(0000)0000

<ショーケース内プライスカード>

A	この記号のロット番号はボードの 同じ記号欄に示してあります
国産牛リブロース ステーキ 100g 980円	
C	この記号のロット番号はボードの 同じ記号欄に示してあります
国産牛かたロース すき焼き用 100g 880円	

*ロット表示の場合は個体識別番号の
問い合わせ先を必ず表示します。

② 事前包装・パック販売の場合（食品スーパー等）

その1 パック商品の商品ラベルに記載する



その2 パック商品に商品ラベルとは別に貼付する

個体識別番号

個体識別番号 1234567895

商品ラベル



対象となる牛肉（特定牛肉）

- 牛トレーサビリティ法では、対象となる牛肉を「特定牛肉」といいます。
（独）家畜改良センターの管理する牛個体識別台帳に登録された牛から得られた牛肉すべてがその対象となります。
- 但し、下記①～③の牛肉については対象外です。

- ①牛肉を原料又は材料として製造し、加工、又は調理したもの
- ②牛肉を肉ひき機（チョッパー）でひいたもの
- ③牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの

牛トレーサビリティ法に基づく 個体識別番号の表示についての注意

◎牛トレーサビリティ法では、個体識別番号の表示をすることが基本です。

但し、個体識別番号の表示が困難な場合は、表示しなくてもかまいません。

◎「お肉の表示ハンドブック」では、「小間切れ」「切り落とし」商品について

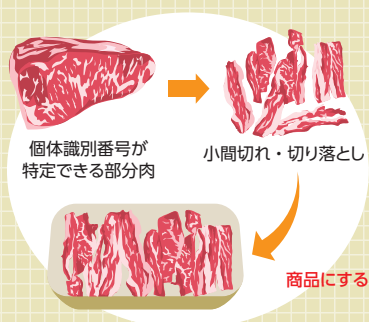
①個体識別番号の表示が必要なもの **②個体識別番号の表示の必要でないもの**
に分けて表示しています。

① 個体識別番号の表示が必要なもの

— 個体識別番号の特定できる部分肉で作られた商品 —

*食品スーパー等に見られるように、「小間切れ」や「切り落とし」用の商材として、予め部分肉または小分割部分肉を指定し、これを加工して「小間切れ」や「切り落とし」商品を作ったもの。

*個体識別番号の特定できる部分肉を使い、「ステーキ」や「ももスライス」を商品化した端材で「小間切れ」や「切り落とし」商品を作ったもの。

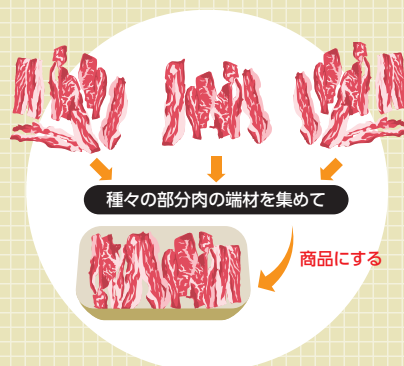


② 個体識別番号の表示の必要でないもの

— 端材や種々の部分肉で作られた商品 —

*「小間切れ」は、牛の種々の個体、種々の部分肉の端材を使って商品にしたものが多くあり、個体識別番号の表示が困難な場合に当たります。

*「切り落とし」は、ロース等で「ステーキ」や「すき焼き」用の商品を作った端材を多頭数分集めておき、「うすぎり」にして商品化したものであり、これも個体識別番号の表示が困難な場合に当たります。



<対象牛肉(牛個体識別番号の表示が必要なもの)一覧表>

○印・表示義務あり 一印・表示義務なし

業 種	牛肉の名称・商品名		表示義務
食肉市場・ 産地食肉センター 等のと畜場	枝 肉	1頭分の枝肉・半丸枝肉	○
	部 分 肉	骨付きまえ、ばら、とも等 部分肉全部	○
	内 臓	タン、レバー、はらみ、さがり等	—
食肉卸売業・ 加工メーカー他	部 分 肉	ネック、かた、かたロース、ばら、リブロース、サーロイン ヒレ、らんぷ、うちもも、しんたま、そともも、すね等	○
	牛 正 肉	(ミンチの原料)ロット表示でよい	○
	端 材	筋(すじ)、くず肉、整形脂肪など	—
小売専門店・ 食品スーパー・ 量販店	部分肉をスライス、手切りした商品全般		○
	牛タン他内臓全般		—
	小 間 切 れ	国産牛小間切れ(国産牛すねシチュー用角切り) ※P56①参照	○
		端材や種々の部分肉の小間切れのうち表示困難なもの ※P56②参照	—
	ミ ン チ 材	国産すね挽肉用(ミンチの原材料)	○
	ミ ン チ	国産牛挽肉(肉ひき機でひいたもの)	—
	切り落とし	国産牛切り落とし(国産うちもも切り落とし) ※P56①参照	○
		端材や種々の部位の切り落としのうち表示困難なもの ※P56②参照	—
	セット商品	焼肉セット(国産牛・はらみ) 国産牛のみ表示	○
		焼肉セット(国産牛・輸入牛) 国産牛のみ表示	○
		焼肉セット(国産牛・野菜) 異種加工品	—
	そ の 他	牛串(なま)	○
		牛串(塩・胡椒つけ)など 加工食品	—

立ち入り検査とDNA鑑定

農水省は、食肉販売業者の立ち入り検査等を行い、帳簿(データ)の保存検査、また特定牛肉を買い上げ、と畜場で採取されたサンプルとの同一性のDNA鑑定を行っています。

